# 高知県小さな集落活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県小さな集落活性化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、集落活動センターの構成集落に入っていない集落の活性化に向けて、住民の力や地域の資源などの潜在力を引き出して活力を生み出す仕組みを構築するため、別に知事が定める実施要領に基づき、市町村(以下「補助事業者」という。)が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに、別記第1号 様式による補助金交付申請書に知事が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

#### (補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、 速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

- 第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、 速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるもの を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければな らないこと。

## (補助事業の重要な変更)

- 第7条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、 あらかじめ別記第2号様式による補助金変更申請書に知事が別に定める書類を添えて知事に 提出して、その承認を受けなければならない。
  - (1) 対象集落の変更
  - (2) 補助事業の中止及び廃止
  - (3) 補助金額の増額
  - (4) 別表第1に掲げる補助対象経費ごとの補助金額の30パーセントを超える減額
  - (5) 事業内容の大幅な変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第9条 補助金は、前条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別 記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第10条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第11条 補助事業者は、規則第19条第1項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等(以下「施設財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は 一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、施設財産等について、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第8条第1項に規定する別記第3号様式による補助金実績報告書に別記第6号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

- 第12条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間事業成果等についてフォローアップ を行うものとする。
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号) に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目 は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第11 条第 1 項から第 3 項まで、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年3月26日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費 (注)	補助率	補助限度額
(1)モデル事業	(ア) コーディネーター (集落支援員の 場合に限る) に係る人件費	(ア) 市町村事業費の2分の1以内。ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1以内とする。 (イ) 定額	(ア) 1人当たり242.5万円/年 (ア)(イ)あわせて1補助事業当たり 1,000万円(下限なし)
	(イ)集落活動にかかる経費 <ul><li>①コーディネーター(集落支援員の場合に限る)の活動経費</li></ul>		
	②コーディネーター(集落支援員の場合に限る)の活動経費を除く経費地域外との交流人口・関係人口づくりや集落内の世代間交流、地域の		※補助は、知事が別に定める期間に限り、 受けることができる。
	伝統文化の保存・継承活動、特産品 づくり、景観の向上、耕作放棄地の 活用、鳥獣被害対策、防災活動等の		
(2)横展開事業	地域活動に要する経費 (ア) コーディネーター(集落支援員の場合に限る)に係る人件費・活動経費 (イ)集落活動にかかる経費	(ア)(イ)市町村事業費の2分の1以 内。ただし、市町村事業費に国庫補 助事業等による特定財源(地方債を 除く。)が充当されている場合は、 当該特定財源を除いた額の2分の	(ア) 1人当たり242.5万円/年 (イ) 1地区当たり50万円/2年 (下限なし)
	地域外との交流人口・関係人口づくり や集落内の世代間交流、地域の伝統文化 の保存・継承活動、特産品づくり、景観 の向上、耕作放棄地の活用、鳥獣被害対 策、防災活動等の地域活動に要する経費	1 以内とする。	

注 補助対象とならない経費は、知事が別に定める。

### 別表第2(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第 1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。 以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の 利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した とき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。